

保証期間変更に関する覚書

岩手県（以下「甲」という。）と北海道建設業信用保証株式会社（以下「乙」という。）とは、北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款（以下「約款」という。）に基づく前払金保証及び契約保証特約に関する保証期間の変更手続に関し、下記事項に同意することを確認し、本覚書の成立を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

記

第1条 甲は、約款第7条の2第1項又は第2項の規定に基づき、乙が工期の変更通知を受けた保証契約については、同条第3項の規定に基づき、保証証書記載の保証期間は変更されるものとし、特別の理由がある場合を除き、乙がその変更があったことを証する書面を発行しないことに同意する。

第2条 甲は、約款特則の2第2条第1項第2号の規定に基づき、乙が工期の変更通知を受けた保証契約については、保証証書記載の保証期間は工期の変更に応じて変更されるものとし、特別の理由がある場合を除き、乙がその変更があったことを証する書面を発行しないことに同意する。

第3条 乙は、前2条の場合において、その変更後の保証期間の末日まで保証責任を負うものとし、甲がその変更があったことを証する書面を必要とするときは、直ちにこれを発行するものとする。

第4条 前3条の取扱いは、令和6年4月1日以降に第1条又は第2条に規定する保証契約に係る保証期間の変更を行うものから適用する。

令和6年2月20日

甲 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 宮城県仙台市青葉区二日町2番15号
北海道建設業信用保証株式会社
東北支店長 阿 部 洋 一

